

平成27年3月吉日

お客さま各位

青梅信用金庫

預金通帳未記帳明細の集約方法変更に関するご案内

平素は、当金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

これまで当金庫では、預金通帳の未記帳件数が50件に達した場合、お客様へ記帳をお願いする旨のご連絡をしたうえで一定期間後に取引明細の集約処理（一件にしたまとめ記帳）を年6回実施しております。その間に未記帳件数が120件を超過した場合、「ATM」でのお取引が停止となるなどのご不便をおかけしておりました。

今般、お客様のご不便を改善すべく、下記の通り未記帳取引明細の集約方法を変更いたしますので、ご案内申し上げます。

記

1. 変更日

平成27年 4月12日（日）

2. 集約方法の変更内容

	変更後	変更前
未記帳お取引明細集約の件数	未記帳が 80件を超えた場合	未記帳が 50件を超えた場合
未記帳お取引明細集約の実施	<u>毎日</u> （土曜日を除く）	偶数月の一定日に未記帳明細が自動で集約されます。
お知らせ	毎月、集約した明細「通帳未記入取引のお知らせ（結果分）」を10日、20日、月末に発送	奇数月に「通帳未記入取引のお知らせ（予定分）」を発送。

ご不明な点がございましたら窓口までお気軽にお問い合わせください。

3. ご注意

- ・集約が行われた後に通帳記帳を行った場合、集約対象明細の合計値が記帳され、個々のお取引明細は記帳されません。